

一般家庭から出る生ごみの減量・再資源化に取り組みませんか？

日常生活の中から生じる生ごみのほとんどが焼却処分されており、捨てれば捨てるほど処理に必要な経費も増加します。生ごみは、可燃ごみとして捨てるより、生ごみ処理器を使って堆肥にすれば家庭菜園や花づくりなどに有効利用でき、ごみの減量化や処理経費の削減につながります。

市はごみの減量化を推進するため、購入について補助を行っています。



生ごみ処理器(コンポスター)

一世帯2個まで環境衛生センターにて一般価格の半額でご購入いただけます。

- 大型(190ℓ) 購入者負担価格4,000円(一般価格は8,000円)
- 中型(130ℓ) 購入者負担価格3,500円(一般価格は7,000円)



電気式生ごみ処理機

令和7年度中に電気式生ごみ処理機を購入し、次の条件を満たす市民の方を対象に、補助金を交付しています。

対象条件 微生物または電気の力を利用して、生ごみの減量化を図る製品(製造メーカーや型式は問いません)を、徳島県内の取扱い店で購入すること

申請方法 購入前に購入価格を記載しているカタログまたは見積書、購入者宅の位置図、印鑑をご持参のうえ、環境衛生センターまで申請してください。

補助金額 購入価格の1/2(上限:2万円が限度)

問 市環境衛生センター(芝生町花谷3番地)
 ☎32・8290/FAX32・8295
 ✉eiseicenter@city.komatsushima.
 i-tokushima.jp

合併処理浄化槽への転換に補助金をご利用ください

市では、生活排水による河川などへの水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及促進に取り組んでおり、浄化槽の転換に対して補助金を交付しています。令和7年度中に合併処理浄化槽への転換を予定している方は、転換費だけでなく、現在使用している単独処理浄化槽またはくみ取り槽の撤去費も補助対象になる場合があるため、転換および撤去に着手する前に申請してください。



なお、補助金申請の受付は、市が当該年度に予定する補助金額の上限に達した時点で、締め切ります。

補助対象	浄化槽区分	補助金限度額			
		転換の場合の追加補助			
人 槽	環境配慮型 浄化槽	単独処理浄化 槽撤去費	くみ取り槽 撤去費	宅内配管 工事費※	木造住宅耐震改修支援事業(本格 改修)併用転換(今年度より追加)
5 人槽	360,000円	90,000円	100,000円	100,000円	50,000円
6~7 人槽	462,000円				
8~10人槽	585,000円				

※建物の新築、建て替えおよび増改築に伴う宅内配管工事はそれらの工事の一環で行われるため宅内配管工事費の対象外です。

今年度より、住宅課の木造住宅耐震改修支援事業(本格改修)とあわせて浄化槽の転換を行う場合は、5万円を転換の補助金額に加算します。詳しくは住宅課にお問い合わせください。

補助対象 専用住宅または住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅で、転換に該当する場合のみです。

転換とは建物の建て替えなどにより、同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽またはくみ取り槽を原則として撤去し、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置することです。

問 市まちづくり推進課(市役所2階) ☎32・3957/FAX33・2104
 ✉machidukuri@city.komatsushima.i-tokushima.jp

市住宅課(市役所2階) ☎32・2120/FAX32・7800(木造住宅耐震改修支援事業について)

問 II お問い合わせ先

